

周波数移行に関する費用負担について

1 費用負担の範囲について

認定開設者は、対象免許人等との合意に基づき、次の費用の全部を負担することを、開設指針にて規定。
 無線設備及びこれに附属する設備(電子タグ等)の取得に要する費用
 上記の設備の変更の工事に要する費用
 プログラムの変更(ソフトウェア改修)に要する費用

2 下限額・上限額の設定について

(1) 開設指針では、申請者が負担可能な金額について、総務大臣が審査する際の基準として、下限額(1,200億円)及び上限額(2,100億円)を設定。

実際に認定開設者が負担する費用の範囲は上記1のとおりであり、負担可能額として認定開設者が申請した金額と一致するとは限らない。

(2) 下限額・上限額の内訳は以下のとおり。

- 下限額: 周波数移行に最低限必要と見込まれる無線局数を基に算定した額
- 上限額: 周波数移行の対象となる無線局数が最大限増加した場合に必要なと見込まれる額 金額は税込

		RFID(パッシブ)	RFID(アクティブ)	MCA(端末局)	MCA(制御局)
下限額	設備の取得費用	117億円	33億円	385億円	163億円
	工事費用等	237億円	103億円	69億円	55億円
	(小計)	354億円	136億円	454億円	218億円
	(合計)	490億円		672億円	
	(総計)	1,161億円			

上限額	設備の取得費用	274億円	180億円	513億円	206億円
	工事費用等	495億円	229億円	92億円	68億円
	(小計)	769億円	409億円	605億円	274億円
	(合計)	1,178億円		879億円	
	(総計)	2,057億円			

(参考) 下限額・上限額における無線局数の見込み数	移行対象無線局数	RFID(パッシブ)	RFID(アクティブ)	MCA(端末局)	MCA(制御局)
	下限額	0.9万局	17.8万局	20.4万局	128局
	上限額	1.2万局	184.6万局	27.5万局	